

船舶事故調査報告書

平成27年1月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成24年11月2日 01時46分ごろ
発生場所	愛媛県今治市宮窪漁港 今治市所在の宮窪港東防波堤灯台から真方位318°560m付近 （概位 北緯34°10.5′ 東経133°04.7′）
事故調査の経過	平成24年11月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	石材砂利運搬船 第八天神丸、499トン 135598、奥本海運有限公司 71.34m×12.50m×7.00m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成11年3月4日
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和42年6月2日 免状交付年月日 平成22年4月2日 免状有効期間満了日 平成27年6月15日 航海士A 男性 62歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和51年1月16日 免状交付年月日 平成22年6月17日 免状有効期間満了日 平成27年8月4日
死傷者等	なし
損傷	本船 バルバスバウ及び船底外板に破口を伴う凹損 防波堤 C防波堤北端部のケーソンが転倒、D防波堤にコンクリート剝離を伴う擦過傷
事故の経過	本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、管理土約1,211tを積載し、船首約3.20m、船尾約4.58mの喫水により、平成24年11月1日14時50分ごろ阪神港堺泉北区を出港して関門港へ向かった。 航海士Aは、出航作業を終えた後、食堂で焼き魚一切れを食べながら缶酎ハイ1本を飲み、自室で更に焼酎の水割りをコップ2杯飲ん

	<p>で、就寝した。</p> <p>航海士Aは、前直者に船内電話で呼び出されて目覚め、23時30分ごろ昇橋して備後瀬戸北航路西口付近で単独の船橋当直に就いた。</p> <p>航海士Aは、備後灘の推薦航路に沿って航行中、空腹を覚え、前路に他船を見掛けなかったため、食堂で軽く食事をするを思い立ち、すぐに戻るつもりで船橋を離れ、食堂で椅子に腰を掛けて食事をとっていたところ、居眠りに陥った。</p> <p>本船は、船橋が無人の状態であ媛県高井神島付近の変針予定場所を通過して西南西進を続け、2日01時46分ごろ宮窪漁港のC防波堤に衝突し、続いてD防波堤に衝突して停止した。</p> <p>船長は、衝撃を感じて昇橋し、直ちに機関を中立として浸水等の確認を行い、海上保安部及び船舶所有者に事故の発生を知らせた。</p> <p>本船は、自力で宮窪漁港東方沖に錨泊した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>航海士Aは、出港前の積荷役作業中、阪神港堺泉北区での荷役作業を経験したことがなかったため、約7時間の同作業を見学していた。</p> <p>航海士Aは、23時から約4時間の船橋当直に就く予定であり、本船では入直の15分前に昇橋するようになっていたため、目覚まし時計のアラームを22時30分にセットして就寝したが、起きることができなかった。</p> <p>航海士Aは、昇橋した時、飲酒の影響が残っていることを自覚していたが、船橋当直には影響がないと思っていた。</p> <p>本船には、船橋航海当直警報装置がなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象等の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、備後灘を西南西進中、単独で船橋当直中の航海士Aが、前路に他船を見掛けなかったため、食堂に降りて船橋を無人としたことから、高井神島付近の変針予定場所を通過して宮窪漁港の防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が備後灘を西南西進中、単独で船橋当直中の航海士Aが、前路に他船を見掛けなかったため、食堂に降りて船橋を無人としたため、高井神島付近の変針予定場所を通過して宮窪漁港の防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋を無人の状態としないこと。 ・当直の予定があるときには飲酒を控えること。